

# 償却資産申告期限は1月末です

## 1. 償却資産とは

個人や会社で工場や商店、農業等を営んでいる人が、その事業のために使用している土地・家屋以外の事業用資産（構築物、機械、備品等）を償却資産といい、固定資産税の課税対象となります。

町内で事業を行っている人は、資産の多少にかかわらず毎年償却資産の申告が必要です。申告された償却資産は、法人税・所得税の申告の際に減価償却費として計上できます。

## 2. 償却資産の種類と

### 具休例

償却資産の申告対象となる主な資産としては、下記の表が挙げられます。家屋評価で課税された家屋や、自動車税・軽自動車税が課税されている事業用資産は対象外です。



## 3. 申告の方法

令和2年1月1日現在に所有している事業資産について、償却資産申告書を作成し、税務住民課に提出してください。

昨年まで申告している人は、12月に送付しました「償却資産申告書」及び「種類別明細書」に資産の増加、減少を追記し、提出してください。

償却資産を所有していても申告書が届かない人、また初めて申告する人は税務住民課まで連絡をお願いします。

### 提出期限

令和2年1月31日（金）

### 消印有効

\*申告書は2部となっており、1部（提出用）を提出してください。

なお（控用）に受付印が必要な人は2部とも提出してください。（郵送で提出する場合は、返信用切手を貼った封筒を同封してください。）

## 4. 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法に基づいて調査を行いますので協力をお願いします。

調査に伴い資産の申告もれなどが判明した場合は、申告内容の修正が必要となります。

申告もれや申告内容に修正があったときは、その年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及し課税されます。また不申告については、過料が課せられます。

| 種類       | 主な償却資産の例   |
|----------|--|
| 構築物      | 看板・ネオンサイン、外構工事（門、フェンス、堀、緑化施設等）、駐車場の舗装、庭園、屋外の給排水設備、内装・造作（家屋と設備等の所有者が異なる場合）、プレハブ等                                |
| 建物附属設備   | 受変電施設、発電機設備、太陽光発電（据置タイプ）、カーテン、ブラインド等   |
| 機械・装置    | 冷凍・冷蔵機器、加工製造機械、洗車機、農機具（コンバイン、トラクター、田植機等）、フォークリフト等建設機械、石油・廃油タンク等  |
| 車両・運搬具   | その他事業に使用している機械装置類<br>大型特殊自動車、構内運搬機、貨車・客車等  |
| 工具・機器・備品 | ルームエアコン（壁掛型）、パソコン等OA機器、医療機器、レジスター、応接セット、キャビネット、陳列棚、ショーケース、事務机・椅子、冷蔵庫、室内装飾品、小型発電機、金型、旅館用設備、自動販売機、その他事業に供している備品類 |